



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

大きな災害などが起こると、悪質な業者が動き始めます。相手は「だましのプロ」です。「自分は大丈夫」と思わず警戒しましょう。

▶事例1

「屋根を無料で点検してあげます」と業者が突然訪ねてきた。点検をお願いしたところ、「このままではすぐに雨漏りする。早く工事したほうがいい」と言うので、100万円で工事の契約をしたが、必要のない工事だった。

▶事例2

台風が過ぎた後、訪ねてきた業者が「屋根の一部が壊れている。保険を使えば、自己負担なしで修理ができる」と言うので工事の契約をしたが、保険会社から保険の対象外と言われた。

▶事例3

公的機関から義援金手続きの電話があった。電話で指示されたとおりにATMを操作したところ、20万円を振り込んでしまった。

No.235

訪問販売などによる悪質商法に注意

▶アドバイス

- ①突然訪問してきた業者は信用せず、家に入れてずにインターホン越しで対応しましょう。
- ②即断、即決せず、不要ならきっぱり断りましょう。
- ③身の危険を感じたら警察に通報しましょう。
- ④固定電話は「留守番電話」に設定しましょう。
- ⑤公的機関を名乗られても、安易に信用してはいけません。
- ⑥電話で「ATMへ行くように」と言われたら詐欺を疑いましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)